

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大 様
奥尻町長 新村 卓実 様
奥尻町教育委員会教育長 石島 孝司 様

北海道知事 高橋はるみ

世界津波の日高校生サミット実行委員会設立総会（第1回総会）の
開催（書面）について

日頃から北海道の防災、国際関連施策及び「『世界津波の日』2019 高校生サミット in 北海道」（以下「サミット」という。）の開催に特段の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、世界津波の日高校生サミット実行委員会の設立に関する審議等のため、設立総会（第1回総会）を書面により開催します。次の【1号議案】から【4号議案】についてお諮りしますので、別紙議決書に可否を記入の上、御回答願います。

記

1 議題

- 【1号議案】世界津波の日高校生サミット実行委員会の規約について
- 【2号議案】事業計画（案）について
- 【3号議案】平成31年度予算（案）について
- 【4号議案】公募型プロポーザル方式による委託業務の実施について

2 議決等

別紙議決書に記入の上、平成31年2月18日（月）までに下記連絡先へEメールで送付願います。

- 【1号議案】から【4号議案】に係る承認の可否について御記入ください。

3 提出先

北海道総合政策部政策局世界津波の日高校生サミット推進室 奈良岡
E-mail : naraoka.ryouta@pref.hokkaido.lg.jp

総合政策部政策局世界津波の日高校生サミット推進室 奈良岡
札幌市中央区北3条西6丁目
Tel:011-206-6896（直通）
E-mail:naraoka.ryouta@pref.hokkaido.lg.jp

世界津波の日高校生サミット実行委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、世界津波の日高校生サミット実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、『世界津波の日』2019 高校生サミット in 北海道（以下「サミット」という。）及びその関連事業を円滑かつ効果的に実施することを目的として設置する。

（業務）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）サミット及び関連事業の企画及び運営に関すること
- （2）サミット及び関連事業のPRに関すること
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 実行委員会の構成団体は、別表1のとおりとする。ただし、設立以降、入退会の申出があった団体については、この限りではない。

- 2 実行委員会の委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 入退会の申出があった場合は、会長は、これを総会に諮らなければならない。
- 4 委員に異動があった場合は、その後任者をもって委員とみなす。この場合において、当初の委員は、速やかに会長に報告しなければならない。

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1）会 長
 - （2）会長代行
 - （3）副 会 長
 - （4）監 事
- 2 会長は、北海道知事をもって充てる。
 - 3 会長代行は、北海道副知事をもって充てる。
 - 4 副会長は、北海道教育委員会教育長をもって充てる。
 - 5 監事は、奥尻町長をもって充てる。

（役員 の 責 務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長代行は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長代行が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

（任期）

第7条 役員 の 任 期 は、実行委員会が解散するまでとする。

（総会）

第8条 実行委員会の総会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 3 総会は、会長、会長代行、副会長、監事及び委員をもって構成し、次の事項を審議し、議決する。
 - （1）規約の制定及び改廃に関すること
 - （2）第3条に掲げる事業の計画
 - （3）予算及び決算に関すること
 - （4）その他第2条の目的の達成に必要と認められること
- 4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。
- 5 委員は、総会に出席することができない場合は、代理人を出席させ、又は議長その他の委員に表決

を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 6 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 7 会長は、必要に応じて、総会に委員以外の者を出席させることができる。
- 8 会長は、開会が困難な場合は、書面によって会議の議決に代えることができる。

(幹事会)

第9条 実行委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、実行委員会の運営に関して、必要な事項を協議する。
- 3 幹事会は、別表3の幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、北海道総合政策部長をもって充て、幹事会を招集し、会務を総括する。
- 5 幹事会の議案は、出席幹事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところとする。
- 6 幹事が出席できないときは、当該幹事が指名するものがその職務を代理することができる。
- 7 幹事会には、必要に応じて、幹事以外の者を出席させることができる。
- 8 幹事長は、開会が困難な場合は、書面によって幹事会の議決に代えることができる。

(専決処分)

第10条 会長は、会議で議決すべき事項について、会議を招集するいとまがないときは、専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを委員に速やかに報告し、承認を求めなければならない。

(財務)

第11条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(解散)

第13条 実行委員会は、事業の目的を達成したとき解散する。

(その他)

第14条 委員は、下記に該当してはならない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という）、又は暴力団の構成員と認められる者
 - (2) 法令又は公序良俗に反する者
 - (3) 実行委員会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れがある者
 - (4) 実行委員会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
 - (5) その他会長が不相当と判断する者
- 2 委員が前項に該当すると会長が判断した場合は、役員会に諮り、退会させることができる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月〇日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）

団体名
北海道
北海道教育委員会
奥尻町
奥尻町教育委員会

別表2（第4条第2項関係）

所属	職名	備考
北海道	知事	会長
北海道	副知事	会長代行
北海道教育委員会	教育長	副会長
奥尻町	奥尻町長	監事
奥尻町教育委員会	教育長	

別表3（第9条第3項関係）

所属	職名	備考
北海道	総合政策部長	幹事長
北海道	総合政策部政策局世界津波の日高校生サミット推進室長	
北海道	総合政策部政策局世界津波の日高校生サミット推進室参事	
北海道	総務部危機対策課防災教育担当課長	
北海道	総合政策部国際局国際交流室長	
北海道教育委員会	総務政策局教育政策課長	
北海道教育委員会	学校教育局高校教育課長	
北海道教育委員会	学校教育局参事（生徒指導・学校安全）	
奥尻町	地域政策課長	
奥尻町教育委員会	事務局長	

世界津波の日高校生サミット実行委員会 事業計画（案）

1 事業の目的

国内外の高校生が参加する『世界津波の日』2019 高校生サミット in 北海道（以下「サミット」という。）を企画・運営し、参加する高校生が津波をはじめとする自然災害の脅威やその対策についての理解や関心を高め、さらに世界各国の相互理解と連携を深めることを目的に事業を実施する。

2 事業の実施

次のとおり、サミットを企画・実施する。

サミット及び関連事業の実施については、民間事業者等による専門的知見やノウハウを活用するため、委託契約により実施する。委託業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用する。

(1) 「世界津波の日」2019 高校生サミット in 北海道の開催

- 主 催 : 北海道、北海道教育委員会
- 日 程 : 2019年9月10日（火）～11日（水）の2日間
- 参加人数（予定）： 560名程度（道内高校生10校30名程度）

参加者（高校生+引率者）	440名程度
（うち国内参加者	170名程度）
来賓・一般参加者	120名程度
- 場 所 : 北海道立総合体育センター（北海きたえーる）
- プログラム : 開会式、分科会、記念撮影、総会、閉会式

(2) 事前学習会の開催

サミットに参加する道内高校生を中心とした国内高校生を対象に、奥尻町において津波防災学習や英語研修（プレゼン、ディスカッション等）を行う。

- 時 期 : 8月6日（火）～8日（木）
- 参集範囲 : 道内のサミット参加高校約30名を含む国内のサミット参加高校に案内

(3) その他

サミットに先立って開催されるスタディツアーやサミット期間中に実施される記念植樹、レセプションの企画に関し、関係機関と調整を行う。

○スタディツアー

- ・参加者 : 海外参加者44か国 270名程度（高校生+引率者）
 - ・日 程 : 9月7日（土）～9日（月）
 - ・プログラム : 2班に分け、訪問地において地元高校生との交流を通じて
防災・減災を学ぶ
- 訪問候補地～1班 奥尻町、倶知安町、洞爺湖町・壮瞥町 など
2班 釧路市、浜中町、上富良野町、美瑛町 など

※内容の詳細は、今後調整し決定してまいります。

平成31年度予算（案）

（単位：千円）

区分		予算要求額	内訳
収入	1 負担金	54,583	道負担金
	2 寄附金	0	
	3 その他収入	0	
	収入計	54,583	
支出	4 事業費	54,583	・サミットの企画・実施 ・事前学習の企画・実施
	5 その他	0	
	支出計	54,583	

公募型プロポーザル方式による委託業務の実施について

世界津波の日高校生サミット実行委員会が実施する世界津波の日高校生サミット及びその関連事業は委託業務とし、民間事業者等の専門的知見やノウハウを活用するため、公募型プロポーザル方式による業者選定を行うこととする。

○公募型プロポーザル方式による委託業務（案）

業務名（案）	公募開始	契約締結（予定）
世界津波の日高校生サミット 関連事業実施業務	2月下旬	4月上旬